

新 見 市

子育てのための施設等利用給付認定 申請案内

子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始されました。この案内には、無償化に係る給付を受けるために必要な「子育てのための施設等利用給付認定」の申請手続きや必要書類等について記載しています。

無償化の範囲や上限額については、子どもの年齢、世帯の状況、利用する施設・事業によって異なりますので、内容をご確認の上、該当される方は必要な手続きをしてください。

受付場所・・・各保育所・認定こども園・幼稚園・子育て支援課

～お問い合わせ先～

新見市福祉部子育て支援課 子育て支援係

〒718-8501

新見市新見310-3

電話 0867-72-6115

1 無償化の対象となる方について

① 幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育(たんぽぽ保育園)・

企業主導型保育(さくらんぼ保育園)を利用される方

[対象者・利用料]

- ・ 3歳になって初めての4月から小学校入学までの間(3歳児クラスから5歳児クラスまで)のすべての子どもの保育料が無償です。
※3歳児クラス・・・4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス(年少クラス)
- ・ 0歳から3歳になってから最初の3月31日までの間(0歳児クラスから2歳児クラスまで)の子どもについては、市民税非課税世帯のみ、保育料が無償です。
- ・ ただし、実費として徴収される費用(行事費等)は、これまでどおり保護者の負担となります。

[対象となる施設・事業]

- 新見市立本郷幼稚園
- 新見市立の各保育所
- 新見市立の各認定こども園
- 小規模保育事業(たんぽぽ保育園)
- 企業主導型保育事業(さくらんぼ保育園)

② 幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用される方

[対象者・利用料]

- ・ 幼稚園や認定こども園(短時間保育)において、預かり保育の利用料が無償化の対象となるには、新見市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※「保育の必要性の認定」については、保護者の就労等の要件があります。

現在受けている保育認定に加え、「子育てのための施設等利用給付認定」を受けることになります。

- ・ 利用日数に応じて、月額上限11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償です。

[対象となる施設・事業]

- 新見市立本郷幼稚園・各認定こども園の預かり保育

◆無償化の対象となるためには、事前の手続きが必要です。

③ 認可外保育施設等を利用される方

[対象者・利用料]

- ・ 3歳になって初めての4月から小学校入学までの間の子どもは月額上限37,000円まで、0歳から3歳になってから最初の3月31日までの間の市民税非課税世帯の子どもは月額上限42,000円までの利用料が無償です。
- ・ 無償化の対象となるには、新見市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
 - ※「保育の必要性の認定」については、保護者の就労等の要件があります。
 - ※幼稚園、保育所、認定こども園等を利用していない方が対象となります。
- ・ ただし、実費として徴収される費用(行事費等)は、これまでどおり保護者の負担となります。

[対象となる施設・事業]

- 認可外保育施設等
- 一時預かり事業（保育所等で実施される一時預かり）
- 病児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業

※無償化の対象となる認可外保育施設等は、市町村の確認を受けている施設のみとなります。

◆無償化の対象となるためには、事前の手続きが必要です。

④ ①及び③の施設を利用されていない方

[対象者・利用料]

- ・ 3歳になって初めての4月から小学校入学までの間の子どもは月額上限37,000円まで、0歳から3歳になってから最初の3月31日までの間の市民税非課税世帯の子どもは月額上限42,000円まで、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等の利用料が無償です。
- ・ 無償化の対象となるには、新見市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
 - ※「保育の必要性の認定」については、保護者の就労等の要件があります。

◆無償化の対象となるためには、事前の手続きが必要です。

2 申請について

幼児教育・保育の無償化に係る給付を受けるためには、新見市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。該当する方は、新見市子育て支援課に申請書類を提出し、「保育の必要性の認定」を受けてください。認定結果は、「認定通知書」にて通知します。

3 「保育の必要性の認定」について

保護者(父母等)が次の事由及び要件のいずれかに該当する場合に、「保育の必要性の認定」を受けることができます。

	事 由	要 件
①	就労 (居宅内労働を含む)	月に 48 時間以上就労している場合
②	妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がない場合 (出産予定日2ヶ月前から出産後3ヶ月まで)
③	疾病・障がい	保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有している場合
④	同居親族等の 介護・看護	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時介護又は看護している場合
⑤	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合
⑥	求職活動 (起業準備を含む)	求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている場合
⑦	就学等	日中、就学・技能修得等のため、保育することができない場合
⑧	虐待・DV	児童虐待や DV のおそれがある場合
⑨	育児休業	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合(3、4、5歳児に限る)
⑩	その他	その他、上記に類する状態として市長が特別に認める場合

4 申請に必要な書類について

①「子育てのための施設等利用給付認定申請書」・・・子ども 1 人につき 1 部必要です。

②住民票、課税証明書（※）

※父(母)親が単身赴任で住民票が新見市外にある場合、父(母)親の住民票と課税証明書が必要です。

住民票の続柄は表示してください。

4 月～8 月利用時は前年度、9 月～3 月利用時は当年度の課税証明書が必要です。

③保育を必要とする事由を証明する書類

【ア 居宅外労働、内職（内定含む）の場合】

- ・勤務証明書 ※会社の方に記入してもらってください。

【イ 出産の場合】

- ・出産申立書（母子手帳の表紙及び出産予定日の記入があるページの写しを添付）

【ウ 病気又は障がいのある場合】

- ・病気等申立書（医師の診断書や、身体障害者手帳などの写しを添付）

【エ 就学中の場合】

- ・就学申立書（在学証明書又は学生証の写しを添付）

【オ 求職活動中の場合】

- ・求職申立書（申請後 3 ヶ月以内に勤務証明書の提出が必要です）

【カ 介護（看護）をしている場合】

- ・介護（看護）証明書

【キ 自営業（農業）の場合】

- ・自営業（農業）証明書

※2人以上の子どもを同時に申請する場合、添付書類は年齢の高い子どもの申請書に添付してください。

★注意事項

- ・認定後、家庭の状況に変化があった場合や保育を必要とする事由の有効期間が終了した場合は、変更手続きが必要となります。